

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
401	地縁による団体の認可	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第260条の2第1項	×ア	7日	町民課自治振興係	
402	地縁団体の認可に係る告示事項に関する証明書の交付	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第260条の2第12項	×ア	7日	町民課自治振興係	
403	認可地縁団体の規約変更の認可	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第260条の3第2項	×ア	7日	町民課自治振興係	
404	認可地縁団体の解散後の財産の処分の認可	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第260条の31第2項	×ア	7日	町民課自治振興係	
405	被保険者証の交付	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第9条第2項	×ア	1日	町民課保険医療係	
406	一部負担金の減額、免除及び執行猶予	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第44条第1項	×ア	14日	町民課保険医療係	
407	療養費の支給	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第54条第1項、第2項	×ア	50日	町民課保険医療係	月末払
408	特別療養費の支給	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第54条の3第1項、第3項、第4項	×ア	50日	町民課保険医療係	月末払
409	移送費の支給	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第54条の4第1項	×ア	50日	町民課保険医療係	月末払
410	特別療養給付の支給	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第55条第1項	×ア	50日	町民課保険医療係	
411	高額療養費の支給	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第57条の2第1項	×ア	90日	町民課保険医療係	10日払
412	高額介護合算療養費の支給	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	第57条の3第1項	×ア	50日	町民課保険医療係	
413	特定疾病の認定	国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）	第29条の2第8項	×ア	1日	町民課保険医療係	
414	被保険者証の再交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第7条第1項、第2項、第3項	×ア	1日	町民課保険医療係	
415	高齢受給者証の交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第7条の4第1項	×ア	1日	町民課保険医療係	
416	高齢受給者証の再交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第7条の4第4項	×ア	1日	町民課保険医療係	
417	標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第26条の3第2項、第26条の6の4第2項	×ア	1日	町民課保険医療係	
418	標準負担額減額認定証の再交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第26条の3第5項、第26条の6の4第4項	×ア	1日	町民課保険医療係	
419	標準負担額減額に関する特例	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第26条の5第1項、第26条の6の4第6項、第27条の14の4第6項	×ア	50日	町民課保険医療係	月末払

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
420	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第27条の14の2第3項	×ア	1日	町民課保険医療係	
421	限度額適用認定証の再交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第27条の14の2第6項	×ア	1日	町民課保険医療係	
422	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第27条の14の4第1項、第2項	×ア	1日	町民課保険医療係	
423	限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第27条の14の4第4項	×ア	1日	町民課保険医療係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
 - ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
 - イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの